

座間市自治会総連合会と座間市の連携協力基本協定書

自治会は、自主的・自立的な組織として、地域コミュニティの形成や身近な問題解決等に向けた地域活動の中心的な役割を担っており、その活動は安全安心で快適な地域住民の生活には不可欠である。

座間市自治会総連合会(以下「市自連」という。)と座間市(以下「市」という。)はこれらの認識を共有し、これまで積み重ねた信頼と協力関係を礎として、それぞれが果たすべき役割を更に発展させ、今日の社会情勢と地域社会の変化に即した新たな連携と協力を探りながら、更なる協力関係の強化を図るため、次のとおり協定を締結し、市自連と市の協働による安全安心な地域づくりをより一層推進していくこととする。

(目的)

第1条 本協定は、市自連と市の連携強化に向けた基本的な事項について定めるとともに市自連と市の協働による取組を強化し、その指針を定めることを目的とする。

(連携強化のための基本原則)

第2条 市自連及び市は、次の事項を基本原則として、連携の強化を図るものとする。

- (1) 住みよいまちづくりを推進する上で必要となる、協働による取組の目的を明確にし、共有する
- (2) 市自連と市の役割について相互の合意により定め、活動の場における対等な協力関係を形成する

(協働の取組)

第3条 市自連及び市は、次の事項について、協働により取り組むものとする。

- (1) 地域防災の推進に関すること
- (2) 地域の防犯及び交通安全の推進に関すること
- (3) 地域福祉の推進に関すること
- (4) 地域の環境美化の推進に関すること

2 市自連及び市は、前項の取組を進めるため、自治会の役割やその活動を広く市民に周知し、啓発を図り、加入促進に取り組むものとする。

(役割)

第4条 市自連及び市は、次の役割分担に基づき、協働による取組を積極的に進めるものとする。

- (1) 市自連の役割
 - ア 地域の課題解決や活性化に向けた自治会の自主的・自立的な活動を促進するための環境づくりを進めること
 - イ 自治会の意見や要望等を踏まえて、地域全体での自治会活性化に向けた取組を進めること
 - ウ 市が実施する地域施策等について、求めに応じて事業の企画・立案から実施評価までの様々な協議に参画し、意見を述べ必要な協力をすること
 - エ 地域住民の意見、要望等を集約し、市に対して必要な提言を行うこと

(2) 市の役割

- ア 地域の課題解決や活性化に向けた自治会の自主的・自立的な活動に対する積極的な支援に努めること
- イ 自治会加入の促進等の自治会活性化に向けた市自連の取組に対する支援に努めること
- ウ 市が実施する地域施策について、市自連が事業の企画・立案から実施及び評価までの様々な協議に参画できるよう努めること
- エ 市自連からの要望、意見及び提言を地域の課題解決や活性化の観点から市が実施する施策に反映されるよう努めること

(協定の期間及び更新)

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、当該有効期間は、本協定の有効期間満了日の1月前までに、市自連又は市のいずれからも改廃の申出がない場合、満了日の翌日から1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(定期的な意見交換及び協議)

第6条 本協定に基づく連携強化や協働による取組を円滑に促進し、更に強固な関係を築くため市自連と市は定期的に意見及び情報を交換し、必要に応じて協議を行うものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めない事項については、協定の目的にのっとり、市自連及び市は相互の協調の上これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市自連及び市が署名押印の上、各1通を保有する。

令和6年7月11日

座間市緑ヶ丘一丁目1番1号
座間市自治会総連合会

会長 湯浅一弘



座間市緑ヶ丘一丁目1番1号
座間市

市長 佐藤政斗

